

事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法第27条及び同法施行規則第25条の規定に基づき、下記の通り掲示する。

記

1. 事業の種別

第二種貨物利用運送事業

2. 利用運送に係る運送機関の種類

鉄道貨物運送

3. 運賃及び料金

消費者を対象としないため省略

4. 利用運送の区域又は区間

拠点駅：	仕向駅：
◎東京貨物ターミナル駅 ◎北九州貨物ターミナル駅 ◎福岡貨物ターミナル駅 ◎隅田川駅 ◎千葉貨物駅 ◎名古屋貨物ターミナル駅 ◎吹田貨物ターミナル駅 ◎大阪貨物ターミナル駅 ◎百済貨物ターミナル駅 ◎越谷貨物ターミナル駅 ◎安治川口駅 ◎熊本駅 ◎仙台貨物ターミナル駅 ◎竜王駅 ◎静岡貨物駅 ◎西浜松駅 ◎豊橋駅 ◎岐阜貨物ターミナル駅 ◎神戸貨物ターミナル駅 ◎八戸貨物駅 ◎宇都宮貨物ターミナル駅 ◎富山貨物駅 ◎高岡貨物駅 ◎宇部駅 ◎横浜羽沢駅 ◎横浜本牧駅 ◎東福山駅 ◎岡山貨物ターミナル駅 ◎佐土原駅	日本貨物鉄道（株）及び地方臨海鉄道の貨物取扱駅

5. 業務の範囲

一般事業、コンテナ輸送

6. 利用運送約款

標準鉄道利用運送約款（平成二年運輸省告示第 588 号）を適用する。詳細は別途掲示する。

7. 貨物集配の拠点

拠点駅：	仕向駅：
◎東京貨物ターミナル駅 ◎北九州貨物ターミナル駅 ◎福岡貨物ターミナル駅 ◎隅田川駅 ◎千葉貨物駅 ◎名古屋貨物ターミナル駅 ◎吹田貨物ターミナル駅 ◎大阪貨物ターミナル駅 ◎百済貨物ターミナル駅 ◎越谷貨物ターミナル駅 ◎安治川口駅 ◎熊本駅 ◎仙台貨物ターミナル駅 ◎竜王駅 ◎静岡貨物駅 ◎西浜松駅 ◎豊橋駅 ◎岐阜貨物ターミナル駅 ◎神戸貨物ターミナル駅 ◎八戸貨物駅 ◎宇都宮貨物ターミナル駅 ◎富山貨物駅 ◎高岡貨物駅 ◎宇部駅 ◎横浜羽沢駅 ◎横浜本牧駅 ◎東福山駅 ◎岡山貨物ターミナル駅 ◎佐土原駅	日本貨物鉄道（株）及び地方臨海鉄道の貨物取扱駅

以上